

## 『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

### 1

後漢期の經學及び思想情況を考ふるうえで、鄭玄の學問の持つ重要性に就いては、更めて言う必要がなく、特にその中心となっている禮學に關しても同様であろう。ところで、彼が、『周禮』・『儀禮』・『禮記』を通じて施した注釋であるところの『三禮注』の特色としては、

「要するに鄭玄の『三禮注』は、『三禮』全部の注を完成したために前人未到といわれているが、實は『三禮』の緊密な關連づけと、『三禮』全體を一定の體系に組成していることにおいて、まさに古今獨歩であったといふべきである。」(加賀繁治氏の『中國古典解釋史(魏晉篇)』P.157)

と言われる如く、その體系性が指摘されている。

ここで加賀氏の言われているのは、主に資料を體系的に用いた禮制の再構成という意味での體系性であるが、そのようにして想定された、理想的な禮制自體、鄭玄の考えによれば、體系的秩序をなすものであったようである。

例えば、『禮記・禮器』の「禮なる者は、天時に合し、地財に設け、鬼神に順い、人心に合し、萬物を理める者なり」とか、同じく「禮な

る者は、猶體のごときなり(注に「人の身體の若し」とある)」、或はまた『禮記・喪服四制』の「禮の言は體なり。故に之を禮と謂う。

本、法則有りて生ずるを言うなり」等の箇處に見られる發想は、鄭玄の禮思想に影響を與えたであろうし、『禮記大題正義』に引く鄭玄の『序』では、實際、「禮は體なり、履なり。之を心に統ぶるを體と曰い、踐みて之を行なうを履と曰う」と言っており、禮制の本質として、體系的秩序を重視していたことが窺える。

従つて、鄭玄が『三禮』という、内容的に見れば雑多な文獻に對して、それにもかかわらず、體系的な注釋を施しているとすれば、その事實自體が、彼の禮に對する考え方を表わしていると言えるが、さらにその注を通じて、彼の禮思想、即ち、禮の本質をどう捕えていたかに就いて、具體的に考察することが可能であると思われる。

しかし、『三禮注』自身は、あくまでも經文に對する解釋として存在するわけで、ここから彼自身の思想を抜き出す爲には、意圖的な操作に由らなければならぬ。一方で、各處に現われる注文を相互に比較して、注釋の形式の中に法則性があれば、それを見出すことが必要であり、他方、『禮記』その他の文獻に見られる禮論との關係にも注視するべきであろう。

高 橋 忠 彦

ところで、それ以前に検討しなければならないのは、禮に關する彼の思想が、凡例という形で、『三禮注』の中に、直截に現われているのではないか、ということである。確かに、「凡そ……」とう注文は、幾つか見られるものであり、例えば、

『禮記・樂記』「宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物」

注「凡そ聲は、濁れる者尊にして、清き者卑なり」

『儀禮・燕禮』「小臣設公席于阼階上、西鄉……」

注「……後に公の席を設くるは、凡そ禮、卑者先ず事に即き、尊者後るればなり」

とあるように、禮制度を通じて見られる一般法則を述べている。ことに後者のような場合は、より抽象的に、尊卑と先後の關係を論じていると言えよう。(但し、賈疏によれば、さほど普遍的な法則ではないらしい)

しかし、このような例はあるとはいへ、その絶對數から言っても、この種の記事からだけでは、鄭玄の禮思想を云々することは困難である。要するに、『三禮注』に於いて、「凡」の類が前面に出ているとは言い難く、春秋學と比べても明らかになると思うが、凡例を表わすことを、注釋の主な意圖としてはいないように思われる。實際、「凡」の用例は、『三禮』の經文自體のほうが目立っているのである。従つて、『三禮注』の禮思想を考へるためには、上述したように、注釋自身が、如何なる體系を基盤にしているか、或は表現しているかに就いて検討しなければならない。

## 2

まず第一に、禮制という秩序を作りあげている原理として、どのよ

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

うなものが強調されているか、検討してみよう。『周禮』は、その性格として、官制の細かな規定が誌されて、全體として國家の秩序を述べたものと言えるが、注に於いて、そのような秩序を表現する言葉として用いられていると思われるのが、「尊卑」である。

『周禮・天官内小臣職』「正内人之禮事」

注「正すとは、尊卑を異にするなり」

のような場合、これだけを見れば、經文に即した注釋に過ぎないようである。しかし、敢えて「尊卑」なる語を用いた點に注目すると、同様の用例が多いことに氣付くのである。以下、『周禮注』に於ける、官制秩序(ここでは禮と言ひ換えてもよい)を「尊卑」で表現する例を列擧すると、

『春官小宗伯職』「掌五禮之禁令與其用等」

注「用等とは、牲器の尊卑の差なり」

『春官家人職』「凡諸侯居左右以前、士居後、各以其族」

注「子孫各々其の出ずる所の王に就く。尊卑を以て其の前後に處る」

『同上』「以爵等爲丘封之度與其樹數」

注「尊卑を別つなり」

『夏官大司馬職』「設儀辨位、以等邦國」

注「辨は別なり。尊卑の位を別つ」

『秋官小行人職』「掌邦國賓客之禮籍」

注「禮籍とは、名位尊卑の書なり」

のような例が見出される。これらは、それぞれ、内容に即した經書解釋ではあるが、通觀してみると、鄭注に於いては、禮の秩序を、「尊卑」を中心にして考へる傾向があることが豫想されてくる。『禮記注』

に於いても、

『玉藻』「凡賜、君子與小人不同日」

注「尊卑を慎しむ」

の如く、尊卑の差別が重要であるとされる。先の例でも「別尊卑」という表現があつたが、同様な表現が、

『儀禮・燕禮』「主人洗升實散、獻卿于西階上」

注「酬して後、卿に獻ずるは、尊卑を別つなり」

『儀禮・既夕禮』「室中唯主人主婦坐、兄弟有命夫命婦在焉亦坐」

注「尊卑を別つなり」

として、各處に散見する。禮の規定による特定の行動の意味づけとして、「別尊卑」という表現をすることの意味を考えると、尊者と卑者が異つた行動をとることによって、それぞれの秩序内での位置が明確に示され、再確認されるという機能を、禮に見出しているのではないかと思われる。

この種の表現を、探してみると、

『儀禮・昏禮』「特豚、合升、側載……」

注「側載とは、右胖は之を舅俎に載せ、左胖は之を姑俎に載す。尊卑を異にするなり」

と言うのも同様であるし、「尊」と「卑」を並列させた言い方、例えば

『禮記・曲禮下』「天子穆穆、諸侯皇皇、大夫濟濟、士隄隄、庶人儻儻」

注「凡そ行容、尊者は體盤にして、卑者は體蹙たり」  
の如きものも、人間社會全體の秩序を考える時、「尊卑」が軸になる傾向と無縁でなからう。

「尊」と「卑」は、單に二分法的に、兩者の別や異が強調されるだけでなく、「尊卑の差」という形で、禮的秩序の組み立てを説明する働きも與えられている。

『儀禮・聘禮』「餼之以其禮……」

注「凡そ人に賜うに牲生を以つてするを餼と曰う。餼は猶粟のごときなり。給なり。其の禮を以つてするとは、尊卑に常差有るなり」という箇處に於いて、「禮」を「尊卑の常差」と言い換えているのは、上で引いた『周禮注』と似ているが、このように遽然と、禮の規定に尊卑の差とする注釋ばかりではなく、より具體的に「尊卑の差」が運用されていることが多い。例えば、

『周禮・考工記』「玉人之事……天子用全、上公用龍、侯用瓚、伯用將」

注「全は純玉なり。……龍、瓚、將は皆雜名なり。卑者尊に下るに、輕重を以つて差と爲す。玉多ければ則ち重く、石多ければ則ち輕し」

とあるのは、「輕重」の概念を媒介として尊卑の差等を説明しているのであるし、

『儀禮・鄉飲酒禮』「主人一相、迎于門外、再拜賓、賓答拜、拜介、介答拜、揖衆賓」

注「差、益々卑なり」(疏「差益卑とは、上文で主人は賓を迎え、介に拜しているのので、介は賓より「差卑」ということになる。ここで主人は衆賓には拜さず、揖するだけであるから、「差益卑」と言ったのである。)

というように、尊者と尊者の間の様々な段階の差を明らかにする方向で、注釋がつけられていると言える。

しかし、言うまでもないことだが、『三禮』の經文に書かれた禮制自體が、そのような「尊卑の差」によって作りあげられている以上、『三禮注』がその點を強調していることに獨自性を見出すことは困難のようにも見える。だが、『三禮注』に於いては、既存の禮制を解釋する場合の他に、より正しい禮を復元しようとする傾向が見られるのであり、そういった場合にも、「尊卑」の原理が用いられていることに注目せねばならない。一例を挙げると、

『禮記・喪大記』「君沐梁、大夫沐稷、士沐梁……」

注「士喪禮に稻に沐す。此に士梁に沐すと云うは、蓋し天子の士なり。差率を以て之を上げば、天子は黍に沐すか」

のように、「差率」に従って、缺けている禮を類推している場合がそれである。ここでは「尊卑の差」が積極的な類推の手段として用いられている。

従って、以上の點から考えると、鄭玄が『三禮』を體系的に解釋するうえで、「尊卑」の差等ということが重視されていると言えるであろう。

ところで、禮の規定が、尊卑の差と、具體的にどう關係しているかについて、『禮記・禮器』では、「多を以て貴と爲す」とか「少を以て貴と爲す」とかの様々な分類による理論づけを行なっており、

『儀禮・特牲饋食禮』「魚十有五」

注「少牢饋食禮に亦た『十有五而俎』と云う。尊卑同じ。此れ所謂『經而等』なり。」

のように、尊卑に關する禮の異同についての注で、『禮器』の文を引いていることもあることから考えると、ある程度の影響を與えているのであろう。

ところで、『三禮注』で強調されている差別原理は、「尊卑」だけではない。『禮記・喪服四制』の「夫れ、禮は吉凶道を異にし、相い干すを得ず。之を陰陽に取る（注「吉禮と凶禮は道を異にす。衣服、容貌及び器物を謂うなり」）」などに基づいて、

『禮記・曾子問』「曾子曰、卿大夫將爲尸、於公受宿矣、而有齊衰内喪、則如之何、孔子曰、出舍於公館以待事、禮也」

注「吉凶は以て處を同じにせず」

と注を施す場合や、或は

『禮記・檀弓下』「孔子謂、爲明器者、知喪道矣、備物而不可用也」

注「神と人と道を異にすれば、則ち相い傷らず」と言い、また

『禮記・曲禮下』「君無故、玉不去身、大夫無故、不徹縣、士無故、不徹琴瑟」

注「憂樂相い干さざるなり。故とは災患喪病を謂う」

と云う場合を見れば、「吉凶」「神人」「憂樂（吉凶と略同）」の差が、禮に於いて強調されねばならないとするようである。表現上も互いに似た點がある。確かに「尊卑」ほど表面には現われないが、これらの概念も、禮解釋に於いて無視できない。いずれにせよ、差別による秩序として禮を捕える點では、「尊卑」の場合と同様である。

「異尊卑」の語に示されるように、『三禮注』が想定している理想的な禮制に於いては、それぞれの行爲が、行爲者の立場や身分に應じて、他と區別されることが原則とされる。従って、ある行爲なり裝飾なりは、他の行爲や裝飾との違いによって、その意義を持つこととなる。このような考えを背景として、『三禮注』が書かれていることを、

端的に表わしているのが、以下に述べる注釋の形式としての「異」と「變」である。

「異」から言うと、ある儀禮的行爲が「異於……」の形で意味づけられているのが問題になるのだが、例えば

『儀禮・士冠禮』「冠者筵西拜、受解、賓東面答拜」

注「東面するは、人と成るを明らかにし、與に禮を爲す。主人に答うるに異なる」

のように「異於答主人」という場合がある。賓が東面するのは、『郷飲酒禮』や『郷射禮』で、主人に答えて北面するのと異なっている。違ふ所に意味がある、ということであろう。

今の例は、他の具體的行爲との「異」を言うものであるが、

『儀禮・士昏禮』「主人出門左、西面、婿入門、東面、奠摯再拜出」  
注「大門を出でざるは、賓客に異なる」

のように、立場の違いに相應しい行爲として意味づけられるために「異於」という注釋が加えられることが多い。

ところで、先述したように、禮の秩序に於いて重要視されるのが、上下尊卑の關係である以上、「異」は、尊卑の位に應じた行爲として、上あるいは下との區別を示すことになる。

『儀禮・燕禮』「公祭如賓禮、膳辛贊授肺、不拜酒、立卒爵、坐奠爵、拜執爵興」

注「凡そ異なるものは、君は尊なれば賓と變れるなり」

を見れば、公が賓と異った行爲をとる場合、それは公が賓より尊い理由によるものであり、逆に言えば、その異によって、公の尊が示される、という形になっていることがわかる。『三禮注』に於いて、この種の表現は、極めて目立ったものであって、一つの特徴と見なしうる

のである。

しかし、上で見たように、禮の秩序に於いて、區分の原理となっているのは、尊卑だけでなく、「神人」の差も考えられていたが、それに對應する形で、「異於」も亦、鬼神と生人の區別を強調する場合にも用いられている。例えば

『禮記・檀弓下』「其曰明器、神明之」

注「死者を神明にし、生人に異なりとす」  
であるとか、

『儀禮・有司徹』「奠於筵上、左之」

注「之を左にするは、鬼神に異なりとす。生人は陽なれば左を長び、鬼神は陰なれば右を長び」

の場合は、問題となっているのは、生者と鬼神の違いが、禮制上の區別に對應している、ということである。

ところで、上に述べたように、「尊卑」の差等に對しても、「鬼神と生人」の違いに對しても、同じ「異於」という形が用いられていることから考えると、尊者の如き、身分的に上の存在に對して、鬼神の如き、宗教的に人間より高次の存在に對しての場合と、根本的な區別がなされていないのではないかと、という推測が成り立つ。この點に關しては、「變」の語を検討する際に論ずるであろう。

次に「變」という語の、『三禮注』での用法を見てみよう。結論から先に言うと、「變」と「異」は、ほとんど違いがないように使われていると思われるので、「異」と同じ順番で用例を挙げると、先ず『儀禮・士昏禮』「婦東面、拜受、贊西面階上、北面拜送、婦又拜、薦脯醢」

注「婦東面して拜す。贊北面して之に答う。大夫始めて冠し、人と

成るの禮と變わる」

の如く、他の場面との違いを表わし、或は

『儀禮・鄉飲酒禮』「衆受酬者、受自左」

注「皆西よりするは、介と變わるなり」

の如く、他の役割との違い（ここでは介より卑いこと）を表わす。

『儀禮・聘禮』「公側授宰幣皮如入、右首而來」

注「首を右にするは、生と變わるなり」

『儀禮・小宰饋食禮』「其載干俎、皆進下」

注「下を進ざるは、生と變わるなり。神明に交わる所以なり。敢えて食道を以てせざるは、敬の至なり」

という場合は、どちらも、生者との違いを言う點で、「異」の例と同様である。「變干」の用例も、「異於」と同程度に目立って用いられるが、その内容は互いに言い換えても差し支えがない。（但し、部分的に見ると、『儀禮・有司徹』に於いて、「異於賓」と「變於士」が注に、數々現われ、使いわけをしていることを疑わせる。（前者は行爲者の違い、後者は、その禮全體が大夫の禮か士の禮かの違い）しかし、全體としてみれば、「異」と「變」の區別は無いようである。）

『三禮注』の注釋に、このような特色があるとすれば、やはり、禮の持つ差別的側面を重視する傾向を、鄭玄の禮思想に認めてよいのではなからうか。

### 3

『三禮注』に於ける禮思想に、以上の如き側面があるとすれば、次に考えねばならないのは、禮的行爲の持つ價值的、倫理的側面である。尊卑の別を強調したり、「異」や「變」を重視するのは、どちら

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

かという禮の外的構造にかかわることであるので、更にその内面的な意味づけについて、『三禮注』に即して検討する必要がある。固より、その兩者の間に、密接な關係があることは想像される。

そこで、次の例を見てみよう。

『禮記・曲禮上』「揖人必違其位」

注「禮は變を以て敬となす」

『儀禮・燕禮』「膳宰請羞干諸公卿者」

注「小臣請わずして膳宰を使うは、尊者に於いて彌々略なり。禮は異を以て敬となす」

『禮記・郊特牲』「籩豆之薦、水土之品也、不敢用常饗味而貴多品、所以交於神明之義也、非食味之道也」

注「言は、禮は異を以て敬となす」

最初の例は、上述した「變」の内容と少しずれるが、いずれにせよ、「異」や「變」の概念が「敬」と結びつけられ、しかも、禮についての一般論の形で述べられている點に注目しなければならぬ。「敬」が「禮」の價値づけとして當然考えられていることを前提としているように思える。

『孝經・廣要道章』に、「禮は敬たるのみ（禮者敬而已矣）」という表現があるが、

『禮記・檀弓下』「曾子曰、晏子可謂知禮也、已恭敬之有焉」

注「言は、禮は敬たるのみ」

に於いて、鄭玄はその語を引いており、さらに、

『禮記・曲禮上』「曲禮曰、毋不敬」

注「禮は敬を主とす」

でも、禮と敬の結びつきを述べている。どちらも、經文に即した解釋

とも考えられるが、『三禮注』全體を通じて見た場合、「敬」なる語は無視できない。

禮に定められた個々の行爲について、「敬也」として意味づけをする注の例は多く、例えば

『儀禮・大射禮』「賓及諸公卿大夫皆興、對曰諾敢不醉、皆反位坐」

注「興き對うるに必ず席より降るは敬なり」

『禮記・内則』「父母舅始、必嘗之而后退」

注「敬也」

の如くである。「敬」の語は、『禮記』に於いても、目上に對する、或は神靈に對する時の心的態度として用いられ、その内容は限定しにくい。『三禮注』に於いて、「敬」が一つの用語として用いられているとするならば、他の用語との關係に於いて、その意味を把握することができよう。「敬」の用法としては、「敬也」の形の他にも、

『禮記・曲禮上』「見父之執、不謂之進、不謂之退、不謂之退、不謂之敬對」

注「父の同志を敬うこと、父に事うるが如くす」

のように、通常の文脈で用いられる他、「示敬」「廣敬」「起敬」「崇敬」の如き、熟語の形でも使われている。

逆に、マイナスの價値を荷う「不敬」は、

『禮記・曲禮下』「振書端書於君前有誅……倒筭側龜於君前有誅」

注「巨事を豫めせざるは不敬なり」

等の用例があり、「敬」は、一般に、禮行爲の對象である相手に、尊敬の念を向けていることである。

しかし、さらに考えるならば、先に挙げた例で、「敬」が「異」「變」と結びついていることからみても、多くの場合、尊者が尊者に對し

て、敢えて特別な行爲をする點が、強調されているのであろう。『禮記・樂記』の「樂は同たり、禮は異たり、同なれば則ち相い親しみ、異なれば則ち相い敬す」なる言葉も考慮すべきであるし、また、

『儀禮・聘禮』「謁降立」

注「凡そ盛禮に當たるものは充美を以て敬と爲し、盛禮に非ざる者は見美を以て敬と爲す。禮は相い變るを尙ぶなり」

の箇處にも見られるように、「敬」は「異」即ち、禮の秩序内での位置に應じた行動であることを、明確にすることもある。

「敬」の語だけからは、それ以上の議論はしがたいので、この語が、他の如何なる概念と關係を保ち、體系を成しているか、検討しなければならぬ。「敬」の反對語として、『檀弓下』では、葬に屬する「哀表之心」と祭に屬する「齊敬之心」が對になっており、『三禮注』に於いても、「哀」が「敬」と對で用いられる例は無くはない。また『曲禮上』の「賢者狎而敬之、畏而愛之」に見られる「敬」と「愛」の組み合わせについても同じことが言える。しかし、これらは、いずれも一般的でなく、『三禮注』を通じて體系を成しているとは言いがたい。

『禮記・緇衣』に、「子曰、小人溺於水、君子溺於口、大人溺於民、皆在其所褻也」とあり、注では「言は、人敬する所に溺れず」と言っていて、褻する所の反對が敬する所と考えられているようである。この「褻」について、さらに見ていくと、『禮記・表記』では、「子曰、齊戒以事鬼神、擇日月以見君、恐民之不敬也」なる言と、「子曰無辭不相接也、無禮不相見也、欲民之母相褻也」なる言い方が並んで見え、文脈の相似から判断すると、「不敬」と「相褻」は、近い内容であり、「敬」が、秩序（ここでは政治的上下關係）に於ける階差を重

視する方向であるとすれば、「褻」は、それをないしろにすることであり、正に逆の概念と言える。とくに上述したような「敬」の反対語としてふさわしい言葉である。

ところが、この「敬」と「褻」の對は、更に、次のような内容をも帯びている。つまり、

『禮記・禮器』「君子曰、禮之近人情者、非其至者也」

注「人情に近きものは褻、而して之に遠きものは敬」

『同』「郊血、大饗腥、三獻燭、一獻孰」

注「郊は天を祭るなり。大饗は先王を飴るなり。三獻は社稷・五祀を祭る。一獻は群小祀を祭るなり。燭は肉を湯に沉むるなり。血・腥・燭・孰、遠近、古今を備うるなり。尊者は先遠、差降して下り、小祀に至りては孰のみの」

如き表現に含まれているのは、「敬」と「褻」を「人情に近いもの」と「遠いもの」の對立によって考ふる發想である。實は、この關係は、上述した『郊特牲』の文と注でも見られたのだが、一方で、人間の口に合う、味を主とする、日常的な食物があり、他方に、神を祭るため、味覺的には價値の低い、非日常的な食物があり、前者は「褻」であり後者は「敬」である。この對立項は、今の例では、祭祀のランクづけに用いられている。「血」「腥」「燭」「孰」の順で、肉の調理法が「人情に近くなる」のに應じて、祭祀の對象は、小さなものになっている。

このような内容を、「敬」と「褻」が持っているとするれば、宗教的な秩序づけの原理としての働くと、社會的なそれとの兩方の面がある、と言ってよいだろう。兩者に共通するのは、上位の存在と下位の存在の間隔を、維持するか、曖昧なものにするか、という點である、

と考えられる。「異」の箇處でも述べたが、社會的な秩序と宗教的な秩序は、時として同じ語で表わされ、考えられており、「敬」と「褻」は、それが比較的明瞭な例と言えるであろう。参考までに、『禮記・表記』には、「子之を言えり。昔、三代の明王、皆天地の神明に事するに、卜褻の用に非ざるはなし。敢えて其の私褻を以て上帝に事えず。……子曰く、君子敬すれば則ち祭器を用う。是を以て日月を廢せず、龜筮に違わず、以て其の君長に敬事す。是を以て上は民に瀆せず、下は上に褻せず」を見ると、宗教的秩序と社會的秩序が混然として、しかも「敬」と「褻」の對がその中に見られるのである。

『三禮注』に於ける「褻」について、もう少し考察を加えねばならない。

『儀禮・既夕禮』「凡糗不煎」

注「膏を以て之を煎らば、則ち褻にして敬に非ず」

これも同様な對であり、

『周禮・天官庖人職』「以共王之膳與其薦羞之物」

注「品物を備うるを薦と曰い、滋味を致すを乃ち羞と爲す。王に薦と言うは、味、褻ならざるを以て尊と爲す」

ここでも「不褻」が、尊と結びつけられている。

「褻」が、禮の具體的行爲の説明に用いられる場合として、

『儀禮・鄉射禮』「賓不與」

注「昨日の至尊、褻すべからず」(疏によれば、主人の尊敬するところを、たびたび召し出すのは褻瀆である)

これは、確かに「敬」の反對で、賓に對する誤った態度としての「褻」であるが、ここでは、軽々しく、或はたびたび招くことに重點が置かれ、同様な例としては、



『儀禮・鄉飲酒禮』「賓介不與」

注「禮瀆すれば則ち褻なり」

『同』「獻には爵を用い、其の他は罍を用う」

注「爵は尊にして、之を褻用せず」

などが擧げられる。この點は、「褻」が元來宗教的文脈で用いられた時に意味が近い。

以上のように、「褻」という概念は、「敬」と對になっているが、別の意味で「敬」の反對方向の内容を持つ語が「謙」である。「敬」が、禮的秩序に順って他人を高めることだとすれば、「謙」は自らを低くする心的態度としてとらえられる。

まず、次のように、「謙」が禮の重要な徳目であるとする言い方から見ていこう。

『禮記・曲禮下』「侍於君子、不願望而對、非禮也」

注「禮は謙を尙ぶ。願望せざるは、子路の帥爾として對うるが若し」

『禮記・聘義』「垂之如隊、禮也」

注「禮は謙卑を尙ぶ」

「謙」が卑と結びつくことは後述するが、「敬也」という言い方と同様、「謙也」という注釋によって、個々の禮的行爲の意味づけがされていることが多い。幾つか例をあげれば、

『禮記・曲禮上』「共食不飽」

注「謙也」

『儀禮・燕禮』「主人辭洗」

注「謙也」

等で別に特殊な意味が含まれているわけではないが、敢えて「謙」の語を多用していることは、『三禮注』の特色と見て良いと思われる。

「敬」の反對的、或は補足的な概念として使用されているとすれば、體系的に見て、禮思想の一環を成すものとして考えるべきであろう。

『禮記・玉藻』「徒坐、不盡席尺」

注「前に求むる所なきを示す。謙を忘れざるなり」

『禮記・表記』「是故君子雖自卑而民敬尊之」

注「言は、謙は行を成し徳を立つる所以なり」

ここでも、「謙」は、徳目として重視されているが、表現として、「卑」特に「自卑」という言い廻しと結びついて用いられることが多い。

『儀禮・士相見禮』「賓對曰、某也、不依於摯、不敢見、固以請」

注「摯に依ると言うは、謙にして自ら卑しするなり」

『儀禮・鄉飲酒禮』「公升如賓禮、辭席、使一人去之」

注「一席を辭するは、謙にして自ら大夫と同じくするなり」

等の例では、「自卑」「自同」と言い、「謙」の内容がより規定されている。禮の規定に循って、身分に應じた行爲をする場合でも、敢えて一段と卑い位置に身を置こうとする心情が、禮に伴う道徳性として評價されている。だから、その逆に自らを尊いものとする、と言うような行動や發想は、否定されるべきものとされるはずであるが、實際に、

『儀禮・鄉射禮』「大夫雖衆、皆與士爲耦」

注「大夫皆、士と耦を爲すは、謙なり。來りて禮を觀るに、同爵自ら相い與にすれば則ち自ら尊別するを嫌うなり」

『同』「賓、主人、大夫不勝則……受罍以適西階、北面、立飲」

注「罰爵を受くるは、宜しく自ら尊別すべからざればなり」

といった箇處では、「自卑別」が、自らを、身分が高いからといって特別にする、という否定的な内容で用いられている。「謙」の語に含

まれる内容が、「自謙」と「不自尊別」の二面から表現されている。

また、意味的には、「謙」と共通する表現として、取りあげるべきものが幾つかある。例えば、

『儀禮・郷飲酒禮』「主人揖降、賓降、立于階西、當序東西」

注「主人將に介と禮をなさんとす。賓謙にして敢えて堂上に居らず」

では、「謙」と「不敢……」という言い廻しが結びついているが、これは、單獨でも、

『儀禮・士昏禮』「主人如賓服、迎于門外、再拜、賓不答拜、揖入」

注「門外は大門の外なり。答拜せざるは、使を奉じ、敢えて其の盛禮に當たらざるなり」

のように「謙」と同様の方向で用いられる。

「謙」の持つ意味として、また少し違った用例がある。

『儀禮・聘禮』「既將公事、賓請歸」

注「敢えて自ら専らにせざるは、謙なり」

のような場合、行爲者の意志と他人の意志の兼ね合いが問題となり、自らの意志に由るのではなく、相手の意圖に従うこと、ここでは獨斷を避けることが、價值ありとされる。逆に言えば、自分の考えで相手の行爲を推しはかるのは、否定されるべき行爲であり、

『儀禮・士昏禮』「問名曰、某既受命、將加諸卜、敢請女爲誰氏」

注「氏を請うは、謙なり。其の主人の女なるを必せず（不必其主人之女）」

のような場合に、「必」という語で言われるのが、それに當たる。『論語・子罕』に「無必」の語が見えるが、『三禮注』に於いては、このような「不必」が、注釋の形として、幾つか見られ、例えば、

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

『儀禮・大射禮』「小臣請致者」

注「君一人を使わずか二人なるかを請う。君の命を必せず」

『儀禮・既夕禮』「凡將禮、必請而後拜送」

注「事を知り畢すと雖も猶お請う。君子は人の意を必せず」

以上の事柄をまとめると、次のように言うことができる。『三禮注』に於ける禮思想では、行爲者の内面性も重視されている。その種の徳目として、他人に向つては「敬」、自らに關しては「謙」であることが正しいこととされる。「謙」と「褻」は、逆の價值を荷っており、この三者は、全體として、秩序立つて儀禮行爲を解釋するための枠組みとして作用している。固より、これで全てを包括できるわけではないが、その他の徳目は、體系的に用いられておらず、經文に即した解釋に止まるものが多いと考えられる。

このような「敬」と「謙」の重視は、禮の持つ差等的秩序を強調するという、先章で論じた内容と、全く相應するものである。

#### 4

以上の二章で検討したような、『三禮注』に見られる禮思想に就いて、同注の他の諸特徴との關わりに於いて、補足的な考察を加えたい。

先ず、「異」や「變」を強調することに就いて考えてみると、これらは、儀禮的行爲が外に表われる、つまり他者に示されるものであることを前提として、その行爲が意味するものを相手に傳達することを目的としている。「異」なる行動によって傳えられるのは、相手に對する敬意ということになる。

この面から見ると、「異」や「變」は、「示」を用いて禮に注釋が加えられている場合の、特殊なものと言えるかもしれない。

「示」なる言い方は、『三禮注』に多く使用され、例えば

『周禮・天官膳夫職』「膳夫授祭」

「注禮、飲食するに必ず祭るは先んずる所有るを示す」

『儀禮・士昏禮』「賓斤西階、當阿東面」

注「阿は棟なり。堂に入ること深きは、親に親しむを示す」

のように、ある行爲の持つ意味を明らかにするものである。この形式としては「示」が多いが、「見」「表」「明」等の語が用いられることもある。いずれにせよ、儀禮上の行爲が、それに止まらず、何らかの意味を他人に伝えるものである、という禮思想を、この表現は、持っていると考えられる。従って、「異」という注釋がなされている場合も、單に他の禮との相違を言うのでなくて、何かを表現している、という意味ととれるのである。

さらに、「敬」や「謙」の強調が、禮の内面性の重視を表わしているとするならば、禮の行爲が、表面的なものでなくて、より深い意味を持つてゐることを明らかにしようとする方向の注釋と共通すると言える。「示」の類にもその傾向はあるが、例えば、

『儀禮・士昏禮』「賓拜、受醴、復位」

注「賓位に西階上に復し、北面す。相尊敬するを明らかにす。此の

筵は主ら飲食の爲めに起こされず」

のように、「不主爲」の形を用いる場合等は、幾つか見られるが、禮のより深い意味づけをしている注釋と考えてよいであらう。

しかし、個々の禮行爲に意味が見出され、それが傳達されるものであるとしても、全體として見た場合、その意味内容には、一つの傾向

が見られ、内的秩序を持った體系を成かもしれない。先の二章で考察したのが、その體系であり、禮思想ということになる。

ところで、以上の論述に於いて、資料を『三禮注』に限つたのは、まとまつた著述として、體系的內容が期待されたからである。『毛詩鄭箋』以外の彼の著述は、多く断片であり、内容から言つても、禮の體系的注釋として、『三禮注』と比較できるものはない。一・三の用語の類似を取りあげても意味がないので論じない。(彼に近い時代の、断片的にしか残らない經書解釋の書物に就いても同様である)

『毛詩鄭箋』に關しては、上に述べたような注釋のしかたと共通するものがあることが確かに指摘できるが、それは、こちらから『鄭箋』を見た限りに於いてであつて、『鄭箋』自體の禮思想を論ずることとは不可能である。しかし、一應、例を挙げると、

『周南・漢廣』「之子于歸、言秣其馬」

箋「之子は是子なり、謙にして敢えて、其の己に適くを斥せず」

『周南・麟之跡』「子嗟麟兮、麟之角、振振公族」

箋「麟角の末、肉有り。武有りて用いざるを示す」

『召南・小星』「肅肅宵征、抱衾與裯、寔命不猶」

箋「次序不若、亦た尊卑異なるを言うなり」

等に、似た表現が見える程度である。

それに較べて、後漢の春秋學を代表する何休の『公羊解詁』に於いては、かなりの相似が見出される。元來、『春秋』は、「尊卑を別ち、嫌疑を理むるを謹む」(閔公二年秋八月「我無君也」解詁)と言われているように、『三禮注』で禮の目的とされていることと共通する。ただ、春秋解釋では、經傳の措辭表現に、その「別尊卑、理嫌疑」の

内容があらわされているとするのが、禮解釋では、主として、禮制と、それに従った個々の行動の意味づけとして「別尊卑」を考える、その違いはある。

尊卑の別を強調する表現は、以下の如く、『三禮注』と似ている。

「當に各々、一使を使わずべし。尊卑を異にする所以なり」(禮公元年秋七月)

「不録は無録なり。皆尊卑を別つ所以なり」(禮公三年三月)

「臣、君に因りて殊尊なるを得ず。女を省するは、尊卑を別つなり」(僖公十五年三月)

「禮は敬を主とす。當に各々一使を使わずべし。尊卑を別つ所以なり」(文公八年冬)

最後の例では「禮主于敬」と「別尊卑」が並擧されていることが注目される。この他にも、「異於」や「謙」、「示」の例も見られる。しかし、全體として見れば、「別尊卑」の強調という點を除いては、『三禮注』と同一とは言いがたい。個々の用語の類似は、時代と文化の共通性によるものと見ても説明がつく。

以上論じてきたことから、『三禮注』を通して見た鄭玄の禮思想に關して、次のような結論を得る。

第一に、『三禮注』内に於いて、禮思想に關して言えば、體系的な注釋がなされている。少くとも、背後にある體系的な思想に従って注がつけられていることが窺える。(鄭玄がその點を、どの程度意識していたかは明確でない。無意識に秩序だった注釋を施すことも有り得るからである。)

その事は、注釋に用いられた語が、一定の文脈で用いられ、相互間

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

に、並立や對立の關係が成り立っていることから推測できる。

具體的に言うと、『三禮注』で強調されているのは、尊卑の秩序を明確にするものとしての禮制であり、個々の儀禮的行動に就いても、その點で意義を認めようとする。

禮に順った行動は、外面に表われることが重要であると同時に、内面の心理も追求されており、「敬」と「謙」で代表されることが多い。この兩者は、他者に對するも自らに向うとの違いがあるものの、尊卑の秩序の中でそれを主體的に意識した行動をとる、という意味では同じことである。

以上の禮思想は、それ自體の内容としては、傳統的儒教倫理からはずれたものではないが、鄭玄が禮を如何なるものと考えていたか、その一側面として、とらえられると思う。

鄭玄の『六藝論』には「禮は、尊卑の制を序し、敬讓の節を崇むるなり」(禮者序尊卑之制、崇敬讓之節也)、『北堂書鈔』95、『太平御覽』學部引作「崇敬合敬也」なる語が見えるが、この断片的な記述が、彼の禮に對する把握だとすれば、『三禮注』に見られると思われる禮思想と、肝心な部分で重なり合うことは、偶然でないかもしれない。

(完)